

モニタリング基本計画書(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
7ページ	<p>4. 事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合等の措置</p> <p>本市町は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合、又は要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと若しくは事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、業務責任者の変更、サービス対価の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。</p> <p>なお、要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと又は事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合、本市町は、その内容に応じて事業者にペナルティポイントを科し、その累積によりサービス対価を減額する。</p> <p>ペナルティポイントの設定については、本市町が決定する。</p>	<p>4. 事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合等の措置</p> <p>本市町は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合、又は要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと若しくは事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、業務責任者の変更、サービス対価の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。</p> <p>なお、要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと又は事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合の措置については、運転維持管理業務委託契約書(案)において定める。</p>	文言の修正